

水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成 29 年 3 月）」の一部改定について
【平成 30 年 5 月 1 日適用】

次頁以降に記載の内容について適用する。

掲 載 頁	水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成 29 年 3 月）」	本県の積算に適用する改定（平成 30 年 5 月 1 日適用）	コメント																																
第2章2節 間接工事費 2-3-1	表一④ 一般管理費等率 <table><tr><th rowspan="3">工事原価 適用 区分等</th><th>500万円以下</th><th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th><th>30億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">下記の率とする</th><th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th><th rowspan="2">下記の率とする</th></tr><tr><th>a</th><th>b</th></tr><tr><td>一般管理費等率</td><td>20.29 %</td><td>4.63586</td><td>51.34242</td><td>7.41 %</td></tr></table> 一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数 3 位四捨五入})$ ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	20.29 %	4.63586	51.34242	7.41 %	表一④ 一般管理費等率 <table><tr><th rowspan="3">工事原価 適用 区分等</th><th>500万円以下</th><th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th><th>30億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">下記の率とする</th><th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th><th rowspan="2">下記の率とする</th></tr><tr><th>a</th><th>b</th></tr><tr><td>一般管理費等率</td><td>22.72 %</td><td>5.48972</td><td>59.4977</td><td>7.47 %</td></tr></table> 一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数 3 位四捨五入})$ ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	22.72 %	5.48972	59.4977	7.47 %	
工事原価 適用 区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																														
	下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																														
		a	b																																
一般管理費等率	20.29 %	4.63586	51.34242	7.41 %																															
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																															
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																															
		a	b																																
一般管理費等率	22.72 %	5.48972	59.4977	7.47 %																															